

議案第90号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

子育て部分休暇の導入を踏まえ、子育て部分休暇の承認を受けている職員に対する部分休業の承認は、当該子育て部分休暇の時間を減じて行うこととする必要があるため、本案を提出いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「による介護時間」の次に「、勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の4第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の次に「、当該子育て部分休暇」を加え、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。